

愛知県福祉サービス第三評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人あいち福祉アセスメント

②施設・事業所情報

名称：社会福祉法人フジ福祉会うめもりざか保育園	種別：保育所	
代表者氏名：筏津 奈都子	定員（利用人数）：110名（103名）	
所在地：愛知県名古屋市名東区梅森坂四丁目102番地		
TEL：052-702-8801		
ホームページ： https://Umemorizaka-huikuen.jp/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：平成30年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人フジ福祉会		
職員数	常勤職員：20名	非常勤職員：16名
専門職員	（専門職の名称）名	看護師 1名
	保育士 27名	幼稚園教諭 2名
	栄養士 3名	名
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室：7 ・ 遊戯室：1 ・ 便所：4 ・ 更衣室：1 ・ 調乳室：1 ・ 医務室：1 ・ 職員室：1 ・ 給食室：1 ・ 和室2 ・ 倉庫等：5 ・ 沐浴室：1 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂場：1 ・ プール：1 ・ 鉄棒：3 ・ 滑り台：1 ・ ジャンクルジム：1 ・ 太鼓橋：1 ・ ハウス：2 ・ 乳児用滑り台：1 ・ 手足洗い場：2 ・ 花壇、畑等

③理念・基本方針

（理念）

- ・ 児童福祉の理念に基づき、一人ひとりの最善の利益を尊重する保育をすすめます。
- ・ 父母に信頼され、ともに育てあい、育ち合う保育園をめざします。

（基本方針）

1. 本園は、園児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めるものとする。
2. 本園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うものとする。
3. 本園は、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
4. 本園の保育士は、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられて専門知識、技術及び判断をもって、園児を保育するとともに、園児の保護者に対する保育に関する指導を行うものとする。
5. 本園は、名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例、名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及びその他関係法令等を遵守し、保育を実施するものとする。

④施設・事業所の特徴的な取組

（保育園の概況）

- ・保育園は牧野ヶ池近くの市営団地や住宅地が広がる丘陵地に位置し、緑豊かな自然にも恵まれた環境にある。近くには小学校や幼稚園、コミュニティセンター、シニアハウス、公園などがある。開設50年の歴史を重ねた公立保育所から引継ぎ、平成30年4月1日、社会福祉法人フジ福祉会うめもりざか保育園として開園している。
- ・移管準備期間に、施設設備の改修や備品などを整備し、安全で心地よい環境に努めている。2階建ての園舎の周りには、花の咲く樹木、実のなる樹木や花壇、畑などもあり居ながらにして四季を感じとれる環境にある。子どもたちは広い園庭でのびのびと遊びを楽しんでいる。
- ・園舎の老朽化に伴い、「地域の人々が立ち寄れる保育所」を目指して、令和4年度保育園の隣接する場所に新築移転する予定で準備が進められている。

（保育サービスの実施状況）

- ・生後57日目～5歳児の保育を実施し、開所時間は平日7時30分から19時30分である。
- ・一時保育を実施している。

（栽培や収穫体験を取り入れた保育）

- ・保育園の一画に畑があり、トマト、キュウリ、ピーマンなどの夏野菜やブロッコリー、大根、さつま芋などの野菜を子どもと一緒に栽培し収穫をしたり、キャベツの葉をちぎったり年齢の低い子どもでも参加できるクッキング体験やサンマパーティ、青空レストランなどを取り入れ、食育推進活動を積極的に取り組んでいる。

（子どもがおいしく安心して食べることのできる食事の提供）

- ・発育期にある子どもの食事の重要性や食材の活かし方などを記載した和食を中心とした保育園独自の献立を作成し、それに基づいた食事を提供している。また、年齢に配慮して、行事や季節感のある献立を作成し、子どもがおいしく安心して食べることができるようにしている。おやつは、週数回手作りおやつを提供している。アレルギー対応の除去食や代替食の他にハラル食の対応も可能としている。
- ・献立表を配布したり、食事内容をタブレットで掲示したりして栄養や味付け、量、食べ方など「食」の大切さを保護者に伝える取り組みをしている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和2年 10月 19日（契約日）～ 令和3年 3月 31日（評価決定日）
受審回数 （前回の受審時期）	1回 （ 年度）

⑥総評

(地域の特性を生かした保育)

- ・子どもの保育と地域の関わり方について、子どもの社会体験や地域の中での子育て支援の基本的考えを園目標に位置づけ、実践活動として参加している。
- ・施設長は地域のコミュニティセンターで開催されている「遊ぼう会」で主任児童委員や町内会長など地域の代表と情報交換をしたり、団地の棟長会議の役員を担い会議等に出席をする中で、情報交換をし、地域との関わりを図っている。
- ・小学校とは、幼保小懇談会において卒園児の授業風景を見たり情報交換をする機会がある。子どもたちは、運動会や作品展、発表会などに出かけたり、年長児が1年生の授業を見に行く機会もあり、積極的な交流を通して学校への期待が持てるように、円滑な接続を目指して連携を図っている。
- ・地域の幼稚園と遊びやドッジボールなどを通しての交流を図っている。
- ・地域の未就園児交流事業として、園庭開放を行ったり、社会資源の情報提供として地域行事などの地域ポスターなどを掲示している。

(子どもが主体的に活動できる環境の整備)

- ・子どもが主体的に活動できるように、子どもの発達や季節に応じた玩具や遊具、素材や用具を用意し、自由に取り出して遊んだり、自由に遊べる時間が確保され、子どもの主体性が発揮できるような働きかけをしている。また、保育士が見守りながら子ども同士で遊びを進めて行く機会が提供されている。
- ・異年齢年間指導計画は作成していないが、遊びや生活を通して自然に異年齢で遊ぶ機会や意図として異年齢で交流する機会を作り、生活や遊びの中で人との関わりを大切にしている取り組みをしている。
- ・園庭には樹木や花壇、菜園があり、四季の花々や夏野菜など季節の野菜が植えられ、居ながらにして四季の変化を感じ取れる環境にある。また、昆虫や魚などの飼育や野菜の栽培や収穫などを通して生物に興味を持ち可愛がる心を育むようにしている。
- ・散歩を活動に位置付け、保育園周辺の散歩を通して町並みの雰囲気を感じ取ったり、地域の公園などに出かけたりして身近な社会事象や自然事象に触れ、地域の人々と積極的に関わられるようにしている。
- ・保育園の夏祭りでは、神輿を担いだり和太鼓演奏、出店など親子で楽しめる催しがある。また、法人主催のあいあい祭りに参加して、同法人の保育園児や高齢福祉施設の老人と触れ合う機会がある。

◇改善を求められる点

(中・長期計画の策定)

- ・民間移管園から3年目になり、令和4年4月竣工を目指し、園舎の新築移転が具体化し次年度から着工予定ではあるが、中・長期計画は策定されていない。園舎新築移転については職員や保護者に周知し、アンケート箱を設置し保護者からの意見を聞くようにしている。
- ・地域ニーズに基づいた新たな保育実施等も含めた目標や展望を明確に示し、それを実現していくために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、地域との関連性等に関する具体的な項目に基づいた計画を策定し、それに沿った収支の裏付けを考慮した中・長期計画の文書化を期待したい。また、計画の妥当性や有効性についての見直しができるような計画にしていくことを期待したい。

(単年度事業計画、事業報告の収支の明記)

- ・法人としての単年度の事業計画を策定しているが、収支の裏付けはされていない。また、法人の計画に沿って、保育や労務管理、園舎改修、行事計画の項目に基づいたうめりざか保育園としての事業計画を策定しているが、収支の裏付けはしていない。
- ・中・長期計画の具体的な項目や内容を反映させた、単年度の事業計画を策定し、それを実現可能とするために、把握できる限りの数値化を図り計画に活かしていくことを望みたい。

名古屋市から移管して三年になります。今回、第三者評価を受けるあたり、グループごとに自己評価を行いました。職員で運営や保育の見直し、三年間の振り返りをすることができました。その中で、保育の理念、方針が職員に十分に周知、浸透されていないことがあることに気づきました。また、年ごとに事業計画を策定していますが、中長期計画の策定がされておらず、今後の課題としたいと思います。

今回の第三者評価で、私たちの次への課題に気づかされ、保護者の方からは暖かいお言葉をいただきました。今回の指摘を真摯に受け止め今後も取り組んでいきたいと思えます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	a ・ ㉔ ・ c
＜コメント＞ ・ 子どもの保育や地域社会に対する保育所の使命、保育の特色等を反映した法人保育園の保育理念、園目標、子ども像が、重要事項説明書、ホームページやリーフレットに明記されている。 ・ 職員には、理念や基本方針などを含め運営や保育に関する事項を年度当初や会議、研修会などで周知を図るように努めている。パート職員には、補助職員会議で説明をしている。 ・ 保護者には、入園説明会で、重要事項説明書を配布し説明をしている。在園時には、重要事項説明書を配布し確認を促している。また、懇談会や行事などの折に説明をしている。 ・ 理念や基本方針を玄関に掲示し視覚的な周知を図ったり、重要事項説明書、運営規定を玄関に設置し、いつでも見られるようにしている。 ・ 職員の行動指針の一助として理念や基本方針を保育室にも掲示し、視覚的な周知を図ることを期待したい。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a ・ ㉔ ・ c
＜コメント＞ ・ 愛知県保育共同連合会に参加し情報を交換したり、法人の運営部合同会議や幹部研修で事業経営や地域の特徴、動向などについて経営分析を行っている。保育園では事務局会議を定期的に行い、今後の方向性を検討するように努めている。 ・ 地域環境としては、市営団地から通園する家庭には外国籍の子どもや支援を要する家庭が多い。また、新興住宅からは両親共働きが多く、保護者層は二極化している。保育園においては、経験年数の浅い保育士が多く、人材育成を課題としている。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	㉑ ・ b ・ c
＜コメント＞ ・ 経営上の分析等を行う担当として施設長、主任保育士の位置付けの他に、事務局部会、保育部会、保健看護部会、危機管理部会組織が設けられており、運営状況や保育の内容、組織体制や設備の整備、財務状況、職員体制や人材育成などについて、現状を分析し、職員会議等で検討して課題や問題点を明らかにし、運営に反映させるように努めている。 ・ 入所率の安定化に伴うコストバランスの安定化、保育士の離職率の低下に伴う保育内容や保育士の質の向上、施設の老朽化に伴う園舎の新築移転などを運営課題としている。運営状況や課題を分析し、法人に報告して順次進めるようにしている。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a	b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間移管園から3年目になり、令和4年4月竣工を目指し、園舎の新築移転が具体化し次年度から着工予定ではあるが、中・長期計画は策定されていない。園舎新築移転については職員や保護者に周知し、アンケート箱を設置し保護者からの意見を聞くようにしている。 ・地域ニーズに基づいた新たな保育実施等も含めた目標や展望を明確に示し、それを実現していくために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、地域との関連性等に関する具体的な項目に基づいた計画を策定し、それに沿った収支の裏付けを考慮した中・長期計画の文書化を期待したい。また、計画の妥当性や有効性についての見直しができるような計画にしていくことを期待したい。 			
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a	b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人としての単年度の事業計画を策定しているが、収支の裏付けはされていない。法人の計画に沿って、保育や労務管理、園舎改修、行事計画の項目に基づいたうめもりざか保育園としての事業計画を策定しているが、収支の裏付けはしていない。 ・中・長期計画の具体的項目や内容を反映させた、単年度の事業計画を策定し、それを実現可能とするために、把握できる限りの数値化を図り計画に活かしていくことを望みたい。 			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a	b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育計画や行事計画などの計画の策定においては、職員の部会組織や職員の参画を得て会議等で意見を反映させ策定をしている。保育の実施状況を行事ごとに進捗状況を把握し、定められた時期に評価や見直しをし、事業報告として明示して配布し次年度の計画に反映させるようにしている。 			
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	保7	a	b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な保育の計画や行事計画は、入園時や行事の折に保護者に資料を配布して説明をしている。年間行事予定は掲示し、保護者や周辺地域へ啓蒙する環境を整えている。また、事業計画を反映させた「保育で大切にしたいこと」を保育園だよりで発信している。 ・中・長期計画の具体的内容を反映させた単年度の事業計画を策定したうえで、事業計画の主な内容をイラストや写真を用い分かりやすく示したグランドデザイン風の資料を作成し、保護者へ配布したり掲示をしたりして理解を促すような取り組みを期待したい。 			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a	ⓑ · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育の資質向上や保育サービスについて、チェック項目に基づいて独自の方法で期ごとの保育のまとめに対して評価を実施している。また、保育内容や日々の保育については、月週案などの計画作成からPDCAサイクルを繰り返し、業務を継続的に改善している。 ・ 今年度初めて愛知県福祉サービス第三者評価を受審している。自己評価を行う際には評価の視点や言葉の定義、趣旨などの共通理解を図り、自己評価を実施している。また、第三者評価結果をもとに、課題の整理や改善に向けて園全体で検討していく方向にある。 			
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a	ⓑ · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育のまとめについては、事業計画の中で総括として明記し、課題は会議で改善に向けて検討し、職員間で共有化を図るようにしている。 ・ 自己評価については、今後検討する機会を持ち、保育に反映していく心づもりにしている。 ・ 評価結果内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析し課題を示し、改善計画や改善策を文書化して保育に反映することを期待したい。 			

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	⑥ · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 質の高い保育の実施や効率的な運営を目指し、施設長自らの役割と責任について口頭で表明している。また、質の高い保育の実施や効率的な運営を目指し、年度当初や会議、研修などで表明をしたり、職務分担表に基づいて会議等で体系的に表明し、職員の意識を確認するようにしている。 ・ 平常時のみならず、災害や事故等の有事における施設長不在時の権限委任等について明確化していない。 ・ 施設長は組織全体をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明確にすることは、職員からの信頼を得るために欠かすことのできない要件と考える。質の高い保育の実施や効率的な運営を実現していくために、施設長自らの役割と責任について明文化するとともに有事における権限委任等についても明記していくことを願いたい。 			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	⑥ · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組については、施設長自ら最新情報を入手し、その内容を職員に提供している。また、法改正に対しては、市からの案内や理事会などで情報収集をしている。基本的な関連法に関する資料を収集しているもののリスト化はしていない。 ・ 収集した資料は、福祉分野また、それ以外の基本的な関連法の一連化やリスト化を図り、正しい理解に向けた取り組みをしていくことを期待したい。 			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	①	a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理念や基本方針に照らし合わせた保育サービスの質に対する課題の把握や改善に向けた取り組み、人材の育成など施設長自ら積極的に取り組んでいる。また、会議や保育を通して職員と定期的、継続的に評価や分析を行うようにしたり、相談やアドバイスをを行い保育の質の向上に努めている。 ・ 「人間として生きる力を養い心身ともに健やかな子どもをそだてる」を目標として設定し、経営や運営、継続的な保育実践を通して、施設長自ら運営管理や保育士の資質、保育力を高めるためにモデリングを示しながら指導力を発揮している。 			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	①	a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の情報を共有し、改善に向け努力を重ねている。基本方針や保育の実現に向けた適正な人員配置、休憩時間や事務時間の確保、有給休暇の消化、保育事務の見直し、保育業務の単純化等職員の意見を取り入れながら働きやすい職場の実現を目指している。 			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の方針に基づき必要な人材や人員体制が整い、保育園の具体的なプランに基づいた人事管理が実施されている。また、保育士資格を有する職員を配置している。 ・ 子どもの遊びや保育の専門性を高めるための研修等、保育園が目指す保育サービスを充実させるための具体的プランを有し、法人と協議し必要に応じて人材を確保するように努めている。 		
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の就業規則に基づき、採用、配置、異動、昇進や昇格などについて周知し運用されている。 ・ 保育所における理念や基本方針に基づいた「期待する保育士像」を明確にさせた目標管理制度や人事評価制度に基づく評価などは実施されていない。 ・ 法人の下、一定の基準に基づいた人事評価について職員に明示し、個人目標の設定や中間の達成度、最終達成度について自己評価を提出し、個人面談などを通して成果や貢献度を評価し、結果をフィードバックして任用や給与等処遇に反映させる公正な人事管理システムの導入を期待したい。 		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	保16	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の管理の下に、有給休暇、育児・介護休暇、時間外、生理休暇、疾病状況等職員の就業状況を把握し、データ化をしている。職員の希望休暇や休憩を確保している。福利厚生や健康診断、人間ドック、予防接種、産業医による健康上の相談窓口の設置等の健康維持の推進事業の他に、臨時職員においても、健康診断の機会が確保されて利用している。また、労働災害防止策やパワーハラスメントの防止策と対応策の取り組みがある。 ・ 職員の就業状況や意向、意見等について、主任保育士を窓口にして施設長と連携し、個別に職員との面談や相談に応じるようにしている。サポートを必要とする職員に対して保育カウンセリングやメンタルヘルス相談を受けられる仕組みがあることを周知している。 ・ 業務の見直しや働きやすい職場環境、子育て世代が働き続けられる環境などを考慮しながら、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境作りに心がけている。 		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価基準に基づく人事評価制度の導入はしていない。職員一人ひとりの育成に向け、保育所全体の目標や方針を徹底し、職員一人ひとりの目標を設定し、年度当初、年度末に面談を行い進捗状況や達成度について確認している。また、臨時職員は面接を通して、意識やモチベーションを高めるようにしている。 		

II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人や市の研修計画、愛知県保育共同連合会研修計画を基に、職員の研修目的に合った研修に参加できるようにしている。技術水準や専門性の向上に向けた自主的な研修についても情報を収集し、積極的な参加を推進している。 ・保育士の資質や保育力を高めるために、子どもの理解を深める園内公開保育や実践研修などを取り入れた保育園の研修体制を築いていくことを願いたい。 		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士の経験年数や保育の資質向上に関わる研修への参加や調理員等専門的分野における知識、技術、技能等の水準、資質、力量の向上に向けた研修を実施している。リモート研修には積極的に参加をしている。 ・個々の書式で研修報告書を作成し、職員会議等で報告をしている。当該職員も含め研修報告を受けた職員が、研修成果を保育内容に反映させている。 ・研修達成や研修成果を明確に把握できるように、施設長によるコメントの記載や達成度、習熟度等を明示した報告書の作成を期待したい。 		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受け入れにおいて、実習依頼校と覚え書を取交わし、実習における責任体制を明確にした上で、法人のマニュアルに沿って事前のオリエンテーションを行い、受け入れをしている。また、保育所として実習計画を作成し、職員会議等で職員に説明をし、適切な体制で行われている。保護者には、園のたよりや掲示等で理解を求めている。 ・実習生の意向を聞き、受入担当を決め実習生の育成を行っている。施設長や主任保育士、実習指導担当者も含め、部分実習、一日実習などの実習実務や保育内容等の指導や助言、相談などを行っている。実習希望者は、実習体制が整えば全て受け入れているが、実習生の受け入れ要請はなかった。 		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人のホームページや重要事項説明書、リーフレットや園だより、掲示板等で保育所の理念や基本方針、保育内容や行事計画が公開されている。保育所で行っている活動状況や活動報告などを印刷物等で配布をしている。法人の財務状況も公表している。また、一時保育の事業や情報の提供を行っている。 ・苦情・相談の体制について、園内や掲示板に掲示し、保護者や地域に公表している。 ・第三者評価受審について保護者に公表をし、受審結果についての公表を予定している。 ・保育所の基本方針、保育内容や事業計画等について、地域での会議や行事、集会等で明示したり説明をしたりして、より一層保育所の存在意義や役割を明確にしていくことを期待したい。 		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務、経理、取引等のルールや職務分掌と権限・責任を明確化し、職員へ周知をし、公正かつ透明性の高い適正な経営や運営が行われている。 ・財務や運営について、法人の理事会や評議委員会において承認を得ている。 ・名古屋市の監査室による監査を受けており、改善課題は速やかに改善をしている。財務状況以外に保育所の運営機構や事業内容等についての監査も実施されている。 		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの保育と地域の関わり方について、子どもの社会体験や地域の中での子育て支援の基本的考えを園目標に位置づけ、実践活動として参加している。 ・ 施設長は地域のコミュニティセンターで開催されている「遊ぼう会」で主任児童委員や町内会長など地域の代表と情報交換をしたり、団地の棟長会議の役員を担い会議等に出席をする中で、情報交換をし、地域との関わりを図っている。 ・ 小学校とは、幼保小懇談会において卒園児の授業風景を見たり情報交換をする機会がある。子どもたちは、運動会や作品展、発表会などに出かけたり、年長児が1年生の授業を見に行く機会もあり、積極的な交流を通して学校への期待が持てるように、円滑な接続を目指して連携を図っている。 ・ 地域の幼稚園と遊びやドッジボールなどを通しての交流を図っている。 ・ 地域の未就園児交流事業として、園庭開放を行ったり、社会資源の情報提供として地域行事などの地域ポスターなどを掲示している。 ・ 近隣の老人福祉施設と遊びを通しての交流や老人会の敬老会行事で歌や遊戯を披露したり、文化展に作品を展示したりして地域の人々や文化に触れる機会を作っていくことを期待したい。 		
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアの受け入れマニュアルを整備し、事前のオリエンテーションで子どもとの関わり方や安全配慮などについて説明をして受入体制を整えている。職員には、職員会議で受け入れの意義や注意事項の確認をしている。 ・ 中学生の勤労体験や授業の一環としての町探検で小学生と一緒に遊ぶ機会がある。畑や剪定、行事の手伝いなどの作業ボランティアの受け入れもある。 ・ トラブルや事故を回避するためにボランティア活動確認書などで活動状況を記録しておくことを願いたい。 		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園を中心とした子ども課、家庭児童支援室、地域子育て支援センター、社会福祉協議会、保健センター、医療機関、児童相談所や発達支援施設、主任児童委員、小学校、保育園や幼稚園等のネットワーク体制ができており、必要に応じて相談や報告、情報交換などをして連携を図っている。 ・ 地域との関連図を作成し、職員室などに掲示し職員との情報共有を図っていくことを期待したい。 ・ 保護者には一時保育や休日保育、病児保育、ファミリーサポートや療育センター等の資料を用意したり、必要に応じて関係諸機関や施設の情報を提供していくことも望みたい。 		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取り組みが行われている。	保26	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティや団地の棟長会などの会議に参加したり、地域行事に関わる中で情報交換や地域情報の把握に努めている。また、学校行事などで地域の具体的なニーズの把握に努めている。保育所の専門性や特性を活かした相談事業を通して、地域の子育ての支援を行っている。一時保育の中で、地域や母親のニーズや子育て情報を把握するようにしている。 ・ 一時保育の保護者に対してアンケートを行ったり、正門に地域住民向けの意見箱を設置したりして地域ニーズや子育て情報を把握する機会を作っていくことを期待したい。 		

II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a	・	㉞	・	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所希望時の保育園見学や電話や来所での相談事業を通して子育てや入所、保育園生活などについて専門的な知識やノウハウなどを積極的に還元している。また、園庭開放や一時保育など子育て支援事業に積極的に取り組んでいる。 ・子育てについての情報などを記載した「子育て応援タイムズ」を区政広報誌に掲載してもらい、地域の子育てに役立つようにしている。 ・地域子育てサークルなど地域に出向き、遊びを通して子育てアドバイザーをする中で子育て支援事業に積極的に取り組んでいくことを期待したい。 ・保育所は、可能な限り災害時における福祉避難所となる場合も想定されるため、災害時にどのような役割を果たすかについて、行政や自治体、地域住民と連携や協力などに関する事項等を定めていくことも重要な課題として検討していくことを期待したい。 						

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果				
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。						
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a	・	㉞	・	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施方法が明示され、職員会議等で共通理解を図るようにしている。また、子どもの人権に配慮し、子どもの一人ひとりの人格を尊重して保育を行うようにしている。月週案には具体的な活動を記載し保育に位置付けている。 ・子どもの人権や文化の違い、尊重する心、性差への固定概念などについて共通理解を持つように努めている。 ・保護者には、保育参観や行事などの折に具体的な場面や実態に合わせ話をするように心がけている。 ・子どものみならず保護者の人権や国籍、文化、生活習慣、考え方の違い、相互に尊重する心などを職員間で共通理解しそれぞれの人格を尊重した保育に取り組んでいる。 ・「児童憲章」「児童福祉法」「全国保育士会倫理綱領」「人権保育指針」の読み合わせをしたり、人権擁護にかかわるセルフチェックリストを用いて職員の自己評価を実施したりして、より一層の共通理解を深め保育の取り組みをしていくことを期待したい。 						
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	保29	a	・	㉞	・	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」に関する利用者のプライバシー保護については、明確なマニュアルは策定していないが、プライバシー保護方針に基づいて、会議等で共通理解を図り、排泄や着替えなど保育場面で個々のプライバシーや宗教、食事などに配慮した保育に心がけている。 ・子どもや保護者のプライバシー保護や権利擁護については利用者尊重の基本であり、利用者が他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければならない。個人情報保護とは区別をし、家庭状況や保育の場面に応じた留意事項に関するマニュアルを作成し、職員間で周知徹底し運用していくことを期待したい。 						
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。						
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a	・	㉞	・	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用希望者に対してサービスの選択をするための資料として、ホームページやリーフレット、入園時の書面、園だより等でサービス提供に関わる情報提供を行っている。また、保育園の見学希望の受け入れや電話等の対応もしている。 ・保育園の園紹介リーフレットを、コミュニティセンターなどに置き、広域に情報を提供していくことを期待したい。 						

Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政により、入園決定に関する書面や保育サービス等を明示した資料を保護者に配布している。 ・ 入園説明会や入園式において入園のしおりに基づいて説明をし、同意を得ている。また、内容の変更時には、保護者等に資料を配布し分かりやすく説明をしたうえで同意を得ている。スポーツ振興センターの加入や個人情報等について説明し、同意書を得ている。 ・ 外国籍の保護者には、ポケットークを利用したり、外国人向けの書類を用意し、説明をしている。 		
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 退園や転園、保育サービスの変更等に関する文書の取り交わしは行政で行われている。また、転園児については個人情報を考慮し必要に応じて保育に関する情報の提供をし、サービスの継続性に配慮している。 ・ 卒園時に、保育終了後も相談等に応じることを保護者に口頭で説明をし、必要に応じて保育園の名刺を渡している。 ・ 保育所利用の終了後も、子どもや保護者等が相談を希望した場合のために、担当者や窓口を設置し、口頭だけではなく、書面でも伝える環境を用意し保育の継続性を確保していくことを期待したい。 		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日々の保育の様子は連絡ノートに記載したり、1日の様子を記載したお知らせボードを掲示している。登降園時を利用して保護者とのコミュニケーションを積極的に図り、意向を把握するようにしている。また、夏祭りや運動会などの行事や保育参加、個人懇談会やクラス懇談会の折に保護者から直接意向や要望を聴くようにしている。意見箱を常設したり、アンケートを実施し分析結果を園だよりなどで公表している。 ・ 子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じている。 ・ 得られた意向や要望等は、職員会議で分析や検討をし、結果や改善等を文書や口頭で保護者に伝えるように努力をしている。 ・ 子どもからは、保育の場面で意見を聞いたり反応を観たりして、子どもの思いや意見が反映できるように計画を見直し、実践に繋げるようにしている。 		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情解決の体制が確立され、苦情解決の体制はホームページや重要事項説明書に掲載し、仕組みについて入園説明会時に保護者に書面で説明をしている。また、保護者への周知と理解の促進のために、苦情解決の仕組みを玄関に掲示している。 ・ 苦情や相談が生じたときは苦情相談控えに記録をし、苦情意見対応手順に基づき対応策等を保護者等にフィードバックしている。 		

Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	保35	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口を設置し、日常的に接する担任以外に、施設長や主任保育士など専門性の高い複数の相談相手や相談方法があり、自由に選んで相談や意見を述べることができることを口頭で保護者に周知している。登降園時には挨拶を交わし、園児の受け入れをしながらコミュニケーションを図っている。また、相談者のプライバシーを配慮して空き室や遊戯室などで相談を受けている。相談内容は記録し、内容によっては職員間で共通理解をしている。また、意見箱を設置して、自由に意見や相談ができるような環境を整えている。 		
Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情に限定されない保護者からの意見や提案への対応マニュアルは整備していないが、日常的なコミュニケーションによる平易な意見や相談などは記録し速やかに対応をしている。また、意見箱を常設したりして意見を積極的に把握する取組をしている。 ・寄せられた意見や提案は適宜、職員間で話し合い、迅速に対応するように努めている。保護者には経過や結果をフィードバックしていくようにしている。 		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理責任者、担当者を配置し、危機管理委員会を定期的開催している。危機管理マニュアルを策定し、検討委員会で職員に周知をしている。 ・事故発生時の対応や不審者対応などについての指導計画等を策定し、会議で職員に周知徹底を図っている。また、保護者にも周知し理解を広げるようにしている。また、子どもの安全確保に関する担当者や担当部署を設置し、定期的な会議で安全確保に関する検討を行い実施する体制を整えている。 ・不審者対応についてはマニュアルを基に会議等で周知を図り、不審者侵入の想定や地域情報を基にしたシミュレーションを行い、園児の安全確保を心がけている。 ・子どもを取り巻く環境の安全に関する事例や種々の点検を通して、会議等で発生要因を分析し防止策を検討している。また、ヒヤリハットや環境安全計画を基に安全に配慮し、事故防止に努めている。 ・施設や遊具、園庭等の安全や子どもを取り巻く環境による事故防止について危険箇所チェック表を用いて点検をし、会議で共通理解を図り職員と共に危険箇所の早期発見や修復に努め、危険回避をしている。 ・子どもには、視聴覚教材や散歩、地域や保育園全体の危険箇所などを知らせたり、各訓練や指導等を通して安全教育を定期的実施している。また、安全指導計画に基づいて散歩における安全確保を図るために保育士向けに散歩ブックを作成し、職員間で散歩の在り方やルートなどを再検討し、散歩における注意事項を再確認している。 ・遊具や備品、樹木等の安全性の確保に努め、遊具は定期的に専門機関に点検を依頼し、そのリスクに対しては、早急に対応し安全確保に心がけている。 		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生、病気の予防と対応、保健年間計画、感染症に関してのマニュアルを整備している。 ・看護師を中心に、保健衛生や感染症などの学習会やSIDS、嘔吐処理、心肺蘇生などのシミュレーションを実施している。各保育室や遊戯室、職員室に嘔吐対応用品を備え、適切な対応をして二次感染を防ぐようにしている。 ・保護者には、感染症などの発病時における状況や対策、感染予防に関する対策などの文書を配布したり、掲示板に掲示したり、登降園時に口頭で保護者に周知している。 ・コロナウイルス感染症対策として、消毒や換気、ペーパータオルやアクリル板の導入、空気清浄機や加湿器などを整備対応に心がけている。また、日々の生活の中での消毒や換気、人の距離や位置関係等の対応マニュアルを作成し、周知徹底を図っていくことを願いたい。 		

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震や火災に関する避難計画や避難訓練年間指導計画は策定されているが、水害、台風や竜巻等の突風時、光化学スモッグ、PM2.5などのマニュアルは整備されていない。 ・地震や火災に基づいた訓練を毎月実施し、見直しも行われている。消防署の協力の下に消火器の初期消火訓練や地域力推進室とは交通安全指導訓練、警察署とは不審者対応の訓練を実施している。 ・災害時の安否確認などの情報発信のために保護者の協力を得て、「きずなネット」の登録をしている。 ・保護者に災害時の対応について話し合う機会を設けたり、書面の配布により周知を図っている。保護者の協力を得て引き渡しの避難訓練は実施していない。 ・帰宅困難等非常時に備え、食糧を備蓄し、備蓄リストを作成している。 ・災害時における不足するマニュアルの補填をし、それに基づいた災害発生時の初動時の対応や出勤基準等を示した行動基準を策定し、それに基づいた訓練の実施を願いたい。また、様々な防災機器や避難用具、避難設備などを、非常時に備えて全ての職員が周知し、適切に使用できるように職員対応の訓練を実施していくことも願いたい。 		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の全体的計画の中に、個々の保育場面についての大切にしたいことや実施方法、配慮事項などの、標準的な保育の実施方法が文書化され、それに基づいた計画を作成し、計画に沿って個々のサービスが実施されている。子どもの年齢や発達と保育内容、指導計画との関連性や妥当性について職員の共通理解を図り、共通の対応で実践するようにしている。 ・職員会議等によって職員に周知され、保育計画との突き合わせや実施状況の確認は、定期的に保育等の検討会で行われている。 		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育計画や各指導計画、標準的な実施方法は定期的にまた、保育内容ごとに見直しがされている。それぞれの実施方法の見直しは検討会において職員の意見や提案等が反映されている。 ・標準的な実施方法は、保護者の意向を把握し意見や提案を反映していくように努めている。 ・計画と実践状況との見直しはされているが、保育士間での実施の手順や方法の妥当性などについての検証等も、保育の質の向上という観点から考慮していくことを期待したい。 		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	保42	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや保護者の身体状況や生活状況を把握して個別に記録をし、定期的に見直しをし、指導計画に反映させ保育実践に繋げるようにしている。 ・保育指針を基に、子どもとその背景にある家庭や地域の実態把握を考慮し、子どもの発達状況を見通し、生活や遊びの連続性や環境、季節の変化などに配慮して、保育計画や指導計画を職員参画の下で策定している。また、3歳未満児や特別支援を要する子どもについては、個別の指導計画を策定している。 		

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育計画は、職員が参画し年度末に見直し次年度に反映させている。保護者には入園式などで説明し、同意を得るようにしている。 ・ 各指導計画においては、定期的又は毎月・週・日また、クラスごと或は、年齢別に評価・見直しを行い、次回へ反映させている。また、実際の保育に際しては、子どもの状態や状況に応じて、柔軟的に指導計画の変更を行い、見直しをするようにしている。 		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化させている。	保44	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、生活状況、安全衛生、食育、危機管理等についての各記録が適切に記載されており、全ての職員に情報の共有化を図り周知している。 ・ 記録内容や書き方に差異が生じないように、施設長や主任保育士が点検、指導を行い、明確な記載が保てるように努めている。 ・ 子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、保育の実際について、定期的に職員会議や年齢ごとに検討をし、職員間で情報の共有を図っている。 		

Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉑ ・ b ・ c
<コメント> ・子どもに関する記録の管理について、法人の個人情報保護規定や情報開示規定、文書管理規定に基づいて適切な管理が行われている。職員に対し文書の取り扱いや個人情報保護の研修をし、周知をしている。また、守秘義務の遵守についても周知徹底を図っている。保護者には、個人情報の取り扱いについて説明をしている。		

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標にも基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的計画の作成をしている。	保46	a ・ ㉒ ・ c
<コメント> ・児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、学校教育法、保育所保育指針等に示されている趣旨を踏まえ、地域や家庭の状況、保育所の特性を加味したうめりざか保育園の全体的な計画が作成されている。全体的な計画は、入所する全ての子どもを対象とし、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達の実態に即し、保育時間などを考慮したものとなっている。 ・保育の全体的な計画を受けて、子どもの遊びや生活を通して、「人間として生きる力を養い心身ともに健やかな子どもをそだてる」を目指して、心と体のバランスのとれた保育内容を編成している。 ・保育所保育指針の改定に伴い、保育課程から保育の全体的な計画に表記が改められている。保育の全体的計画に基づいて様々な計画が策定され、それに基づき保育が展開される。それぞれの計画の表記等について整合性を図っていくことを期待したい。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a ・ ㉒ ・ c
<コメント> ・公立保育所から引継ぎ、うめりざか保育園としては開設3年の施設であるが、建物としては古い歴史がある。外装やトイレ環境は改装されているが、子どもが心地よく過ごす環境としてまだまだ手を入れるべき課題は多くある。室内の採光、換気、温度、空気の清浄などに配慮し清潔で明るく過ごせるように工夫がされている。また、遊具なども安心して使えるように安全への配慮がされている。トイレ環境においては、それぞれの年齢に応じて安全に使用できるように工夫をしているが、段差や安全確保を考慮しての敷きマットなど清潔で心地よく安全に使用できるという観点から一層の工夫を願いたい。 ・保育室環境はコーナーが設定され、大型玩具や用具、絵本や教材が年齢や人数に応じて整い、遊びの広がりやくつろぎが確保され、家庭的な親しみが醸し出されている。また、廊下の一角を工夫し絵本コーナーが設置され、子どもや親子での睦ましい場となっている。 ・生き物を飼育したり、草花や身近な野菜などを植えたり、季節感が漂う子どもの作品を展示し、保育環境の工夫がされている。 ・食事時には保育室の整理整頓を適切に行い、食事の空間を確保している。 ・屋外の遊具や砂場、プールなどは、安全や清潔を確保し、安全に遊べるような環境を整えている。 ・保育室の一面にも図書コーナーを設け、子ども同士で絵本を楽しめるような環境を整えている。 ・子どもの心情や状態に応じて、落ち着いてくつろげることのできる場が確保され、保育士が身近で穏やかに応じている。 ・広い園庭は芝が植えられ、フェンス沿いに桜やビワなど数多くの樹木が植えられ、保育室から広い屋外が一望でき、園庭の活動状況や木々の変化から四季の移ろいが把握できる。 ・清潔な環境を保つため、保育環境の消毒を徹底して実施している。また、夏季にはテントやUVネット、グリーンカーテンなどを設置し暑さをしのいで過ごせるようにしている。		

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを受容していくために、家庭環境や生活リズム、一人ひとりの子どもの発達等から生じる子どもの個人差を十分に把握し、職員会議や年齢別話し合いなどで職員間の共通理解を深めるようにしている。また、指導計画、個別記録、個別の保育支援計画、養護の記録などに一人ひとりの子どもを受容するための援助内容を記載している。 ・保育の見通しをもち、子どもの気持ちを汲み取り子どもの思いにそって関わるようにしている。せかしたり、制止させる言葉を不用意に使用せず、ゆとりを持って保育していけるように心掛けている。 ・子どもを受容することなどについて、園内研修で確認したり、人権擁護のための「セルフチェックリスト」を用いて自己チェックをし、振り返りをすることも効果的と考える。 		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりの発達を把握し、食事や着脱、清潔、睡眠、排泄などの基本的な生活習慣、健康増進のための習慣や態度を身につけられるように、子どもの状況を配慮し、強制や制限をせず、一人ひとりの子どものリズムや気持ちに沿った関わりをし、子どもが達成感を味わえるようにしている。 ・子どもが自発的にやりたいと思えるような言葉掛けや写真、文字、絵など視覚的な表示をして環境を整え、自分で出来た達成感を味わえるように援助をしながら基本的な生活習慣が身に付くようにしている。 		
A-1-(2)-④ こどもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが主体的に活動できるように、子どもの発達や季節に応じた玩具や遊具、素材や用具を用意し、自由に取り出して遊んだり、自由に遊べる時間が確保され、子どもの主体性が発揮できるような働きかけをしている。また、保育士が見守りながら子ども同士で遊びを進めて行く機会が提供されている。 ・異年齢年間指導計画は作成していないが、遊びや生活を通して自然に異年齢で遊ぶ機会や意図として異年齢で交流する機会を作り、生活や遊びの中で人との関わりを大切にする取り組みをしている。 ・園庭には樹木や花壇、菜園があり、四季の花々や夏野菜など季節の野菜が植えられ、居ながらにして四季の変化を感じ取れる環境にある。また、昆虫や魚などの飼育や野菜の栽培や収穫などを通して生物に興味を持ち可愛がる心を育むようにしている。 ・散歩を活動に位置付け、保育園周辺の散歩を通して町並みの雰囲気を感じ取ったり、地域の公園などに出かけたりして身近な社会事象や自然事象に触れ、地域の人々と積極的に関わられるようにしている。 ・保育園の夏祭りでは、神輿を担いだり和太鼓演奏、出店など親子で楽しめる催しがある。また、法人主催のあいあい祭りに参加して、同法人の保育園児や高齢福祉施設の老人と触れ合う機会もある。 		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全や清潔に配慮し、子どもの発達や発育に応じた環境や用具などを設定し、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育を心がけている。外気に触れたり、戸外遊びや園周辺散歩を積極的に取り入れている。また、職員に乳幼児突然死症候群に必要な知識が周知され、体動センサーマットを設置し事故防止や乳幼児突然死症候群チェックを5分間隔で実施している。床暖は設置されていないが、快適に過ごせるように工夫している。子どもの心情や欲求に応じて抱っこしたりおんぶをしたり、語り掛けたりスキンシップをしながら情緒の安定を図っている。 ・生活空間を遊び・生活・昼寝に区分し、生活の機能に応じた快適な生活空間が保たれるようにしている。 		

A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの発達や発育に応じた生活や遊びができるように、安全で清潔な環境や遊具、用具などを設置し、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育に心がけている。1歳児は、乳幼児突然死症候群チェックを15分間隔で実施している。 ・ 1・2歳児の子どもの発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせ基本的な生活習慣が身につくように配慮し、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重して子どもに関わるようにしている。 ・ 子どもの自己主張や自我の育ちを支え、子どもの気持ちを受け止めるように個別の関わりをしている。 ・ 人や物への探索行動が存分にできるように安全に配慮しながら環境を整え、自発的な遊びができるように子どもの状況を観ながら関わるようにしている。 ・ 子どもの作品が保育に活かされ、工夫して作ったり飾ったりし、大切に扱われている。表現活動に必要な色紙、ペン、粘土など安全に配慮した素材が用意され発達や遊びに応じて対応している。日々の保育の中に絵本の読み聞かせや素話、紙芝居などを積極的に取り入れたり、手作りの玩具で積んだり並べたりして文字や数字の概念の芽生えを育むようにしている。また、歌ったり表現遊びなど自由に表現する遊びを楽しめるようにしている。 ・ 戸外遊びや園周辺散歩を積極的に取り入れ、自然事象との関わりを持てるようにしている。また、広いテラスやベランダには人工芝が敷かれ、日光浴や運動遊びをする格好の場となっている。 		
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各保育室は安全で清潔な環境を整え、自由に表現したり、友だちと協同的な活動ができるような遊具や用具を設置している。 ・ 年齢の発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図り、友だちや他の人々との関わりを深め、ものごとへの関心を高めていくように配慮しながら子どもと関わるようにしている。 ・ 保育所保育指針に示されている5領域の内容を、遊びや生活を通して総合的に身につけられるように計画に位置付け、それに基づいて保育が展開されている。 ・ 5歳児ならではの活動として、当番活動やプラネタリウム見学、夏祭りでの和太鼓の披露、名古屋市の保育祭り参加などは年下の子どもの憧れと期待の活動ともなっている。また、異年齢とのかかわりを散歩や行事の中に取り入れ、年長児の意識をもって年下の子どものモデリングを示したり、愛しみの気持ちで遊ぶ姿をみせている。 		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気になる子や特別支援を要する子どもについては個別指導計画を立て個別記録を取り、ケース検討をして共有を図り、子どもの状況に応じた保育をしている。また、専門機関とのケース検討会や巡回相談の機会を通して保育内容や方法を検討している。 ・ 保護者とは、日常的に話し合う機会を設け、子どもの状況や発達課題等についての情報を共有し認識の相違がないように努めている。専門機関や医療機関、心理士巡回指導などの紹介もしている。療育手帳や診断名のある子どもについては、個別の支援計画に基づいて保育を行っているが、クラスの指導計画の中で位置づけは明確にされていない。生活場面では、表示を分かりやすくしたりするなど生活や活動への見通しが持てるような配慮に努めている。 ・ 個別指導計画はクラス担当保育士が立案し、実際の保育は補助保育士が行っている。保育の中での支援について、また、保育士間での保育方法の共有や子ども集団への参加などについて相互に検討する機会を図ったり、気になる子や特別支援を要する子どもが、他の子どもとの生活を通して共に成長できるように、その子どもの生活や遊びがクラスの指導計画の中で位置づけ、指導計画と個別記録との記録内容がより明確で整合性のある内容になるような工夫をしていくことを願いたい。 		

A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間にわたる保育を利用している子どもの発達や年齢、平日や土曜日などに応じた保育計画を作成し、それに基づいた環境を整え、ゆったりとした保育を行うようにしている。子どもの状況について、職員間の引継を文書で明確に行い、子ども一人ひとりの気持ちに沿うような保育に心がけている。 ・ 子どもの思いに沿ってゆっくりと寛いだり、異年齢でも遊べるような環境を工夫し、子どもが安心して心地よく過ごせるようにしている。週3~4回手作りのおやつを提供に心がけ、長時間保育の捕食としておやつを提供している。 ・ 保護者への連絡は、連絡帳や口頭、または、状況に応じて直接担任が伝えるようにしている。保護者以外の迎えや担任と直接話す機会の少ない保護者との連絡事項の伝達方法や連携方法に配慮をしている。 		

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自尊感情の育みや協同的な活動を通して社会性を養う、知る楽しみや好奇心の助長など学びに向かう基礎作りを遊びや異年齢保育を通して行っている。また、生活や遊びを通して文字や数の認識を促す活動をしている。 ・ 入所している子どもの就学に際し、「保育所児童保育要録」に基づき個々の資料を作成して小学校に届け、必要に応じて子どもの生活や発達の連続性を踏まえた情報交換を行うように努力している。また、幼稚園・保育園・小学校との懇談会が年2回実施され、1年生の状況や就学予定の年長児の状況についての情報や意見交換を行っている。 ・ 年長児は、運動会や作品展、発表会などに出かけたり、1年生の授業を見に行く機会もあり、積極的な交流を通して、学校が楽しく身近にあることを感じ取り、入学への期待が持てる機会としている。 ・ 保護者には、行事や保育参加などで子どもの様子を観る機会や懇談会などの中で、施設長は小学校以降の生活を見通せるような話もしている。 		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健に関する計画を作成し、これに基づいて子ども一人ひとりの健康状態に応じて対処している。また、保護者には、入園説明会で子どもの健康等に関する方針や取り組みについて伝え、子どもの健康管理については、入園時に健康記録や生活状況に基づいて個別的に把握している。既往症やアレルギー、予防接種の状況、平均体温等については保護者からの情報を得て管理し、対応の配慮を行っている。日々の怪我や体調不良、感染症等については記録をし、状況について職員間で共有している。 ・ 乳幼児突然死症候群について職員に周知し、睡眠時に0歳児は5分間隔で、1歳児は15分間隔で、チェックをしている。乳幼児突然死症候群について、適切な対応ができるように発生時の訓練を実施している。 ・ 保育時間内での体調の変化については施設長、看護師、主任保育士が把握し対応している。状態に応じて柔軟的な保育を実施し、保育園での健康状態を保護者に伝え、降園後の対応にも配慮している。 ・ 保護者への情報提供として、子どもの発達や病気、感染症、予防等に関する事項を記載した保健だよりを定期的に発行している。 		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診断を年2回、歯科検診を年1回受診し、その結果を保護者に伝えている。受診の結果は個人情報であることに留意して、守秘義務が遵守されるようにしている。また、嘱託医とカンファレンスをし、子どもの健康管理についての情報交換を行っている。 ・ 健康診断や歯科検診の結果を職員で共有し、日々の歯磨きや手洗い、うがい、フッ化物洗口など保育の場面に反映させているが、コロナ禍の中で、歯磨きやうがい、フッ化物洗口は実施していない。 		

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー疾患や慢性疾患等のある子どもについての「アレルギー対応ガイドライン」のマニュアルを整備している。アレルギー疾患を持つ子については、入園時にアレルギー調査をし、医師の診断書や指示書を得て、保護者や施設長や主任保育士、看護師、担任、栄養士を交え綿密な打ち合わせを行ない、除去食または代替食で対応するようにしている。 ・日々の保育では、和食を中心とした保育所独自の献立表を作成し、普通食及びアレルギー対応の食事を提供している。 ・食事については、調理員と保育士で二重チェックを行い、トレーの色を変えたり、席を離すなどをして誤食の防止に努めている。 ・アレルギー対応の研修会や学習会を実施し、必要な知識や情報を周知させるように努めている。実際の保育については徹底した対応がされるようにしている。また、エピペンの必要な子はいないが、今後、取り扱いについて共通理解を深め、エピペンが必要な子には預かりや対応可能としていく方向にある。 		
A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康な生活を送るために、食物に関心を持たせながら豊かで正しい食体験を積み重ねていくことを願い、保育内容の一環として食育計画を作成し、子どもが食事を楽しむことができる工夫や取り組みをしている。 ・トマト、キュウリ、ピーマンなどの夏野菜やブロッコリー、大根、さつまいもなどの野菜を子どもと一緒に栽培し収穫をしたり、キャベツの葉をちぎったり年齢の低い子どもでも参加できるクッキング体験やサンマパーティ、青空レストランなどを取り入れ、食育推進活動を積極的に取り組んでいる。 ・給食は自園でつくり、匂いや刻む音などが分かり、食事を楽しんで待つ環境が整えられている。また、食材や食に関する絵本などを展示したり、収穫体験を通して触れたり匂いを感じ取ったりして食材を楽しむような環境を整えている。 ・食事環境を清潔に整え、会話を楽しんで食事したり、年長児による放送当番や年齢に応じて片付などに参加できるように配慮している。おかわりする楽しみやバイキングなどを取り入れたり、体調や個人差、食欲、年齢などに応じて食事量も配慮している。 		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発育期にある子どもの食事の重要性や食材の活かし方などを記載した和食を中心とした保育園独自の献立を作成し、それに基づいた食事を提供している。また、年齢に配慮して、行事や季節感のある献立を作成し、子どもがおいしく安心して食べるようにしている。おやつは、週数回手作りおやつを提供している。アレルギー対応の除去食や代替食の他にハラル食の対応も可能としている。 ・献立表を配布したり、食事内容をタブレットで掲示したりして栄養や味付け、量、食べ方など「食」の大切さを保護者に伝える取り組みをしている。 ・栄養士がクラスを巡回して嗜好や食べる量、残食などを把握し、栄養士と連携を図り食事内容や調理の工夫に反映させている。 ・給食試食会においては、栄養士が各クラスを巡回して献立の説明や調理の仕方、衛生面などについて保護者からの質問に答えたり、食事で大切にしていることや発育期における子どもの食事の大切さなどを伝えたりして、食事の大切さを知ってもらう機会としている。 ・衛生管理マニュアルや食中毒等の発生時の対応マニュアル等を作成し、それに基づき衛生管理が適切に実施されている。 ・家庭では食卓に乗りにくい献立や発育期に食べてほしい献立、子どもに人気がある献立などのレシピの提供も検討していくことを期待したい。 		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	
A-2-(1) 家庭と綿密な連携			
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園式や行事、保育参加、給食試食会、懇談会や個人懇談会などの機会に保育の全体的計画や日々の保育の意図について説明をし、共通理解を深めるようにしている。また、年間行事計画を保護者会などで説明し、保育園の状況や情報を提供している。 ・登降園時を利用した保護者とのコミュニケーションや掲示板などを通して意向を把握したり、毎月発行している園だよりや種々のたよりなどで、保護者と共に子どもの成長の喜びを共有できるように支援をしている。保護者との情報交換の内容は記録し、個別懇談会の内容は、職員会議で共有して保育の実践に反映させるようにしている。 ・家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて保育の記録などに記録され、職員間で共有をしている。 			
A-2-(2) 保護者の支援			
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会やクラス懇談会、保育参観、運動会等行事参加の機会を定期的に設け、保護者と話し合う機会を作り共通理解を深めるようにしている。また、子育ての相談対応についての文書を掲示して相談しやすい環境を整えたり、状況に応じて遊戯室や空き室などで相談にも応じるようにしている。 ・子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じたり、必要に応じて子育て支援センターや心理士などと連携が取れるようにしている。また、健康に関しては保健師や看護師、保健センター、食事に関しては栄養士など専門的な支援ができるような環境を整えている。 ・意見箱の常設や保護者向けのアンケート調査を実施し、保護者と共通理解を得るための機会としている。 			
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対して、虐待に関する理解を促すための取り組みや対応等についてのマニュアルを整備している。 ・日常の送迎や保護者とコミュニケーションを通して早期発見に努め、状況を詳細に記載するようにしている。 ・虐待の疑いが生じた場合は、直ちに主任保育士や施設長に伝え、情報や状態を確認した上で、行政や児童相談所、警察などの関係諸機関に照会や通告をする体制を整えている。 			

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ③ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育に関わる計画や記録と保育実践を、保育の資質向上や保育サービスについて保育のまとめを行い、改善に向けて検討する機会を設け職員間で共有化を図っているが、一定の基準に基づいた自己評価の取り組みをしていない。 ・自己評価や保育のまとめの内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析し課題を示し、保育園の評価として積み重ね、改善計画や改善策を園の保育に反映していくことを期待したい。 			